

事業事前評価表

社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

1. 案件名

国名：カンボジア国

案件名：和名 女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダー主流化プロジェクト

英名 Project on Gender Mainstreaming for Women's Economic Empowerment

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるジェンダー主流化分野の開発実績(現状)と課題

カンボジア王国(以下「カンボジア」)では、20年以上にわたる内戦の影響で、40歳以上の男性人口は、その女性人口と比べて少なく、2013年の国勢調査によると、女性世帯主世帯が全世帯の27.1%と大きな割合を占める。カンボジア社会・経済の復興・開発の場面で重要な役割を担う女性への期待は高まりつつあるものの、女性の社会的・経済的地位は一般的に男性のそれに比べ依然として低い。特に農村部の女性は、都市部の女性と比べてジェンダーに起因する不平等な扱いを受けており、伝統及び文化的規範により、女性は受動的であるべきとする固定観念が依然として根強く、女性の地位の向上や社会参加、経済活動の促進を妨げているとされている。また、女性の政治参加は限られており、国民議会(下院)における女性議員の割合は12.2%、上院におけるそれも14.7%に止まっている。金融サービスの利用については、法制度上は男女が平等に権利を有するものの、社会的慣習等の影響から女性に対する金融関連情報や研修の機会が限定的であるなどの理由で、適切な金融サービスの利用が進んでいない。こうした女性の社会的地位・経済的地位の低さは、男性に対する従属的地位の定着化の原因となり、家庭内暴力や人身取引の被害者となる可能性につながることも、女性の経済的エンパワーメントの促進が喫緊の課題となっている。

ジェンダーに基づく不平等の改善のために、JICAは女性省とともに、「ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト(Project on Gender Mainstreaming and Policy Development through Upgrading Information and Research Capacity、通称PGM)」及び「ジェンダー主流化プロジェクト フェーズ2(PGM2:Project on Gender Mainstreaming Phase 2)」を展開し、女性省の能力強化とジェンダー主流化のための効果的なメカニズムの開発を支援した。しかし、開発したメカニズムの持続性と全国普及の観点からは、人材・予算・調整能力の不足等の課題があることが確認されている。

これらの状況を踏まえ、カンボジア政府は、女性省/州女性局の能力強化とジェンダー主流化メカニズムの確立を図り、もってジェンダー視点に立った事業計画・実施を通

じて女性の経済的エンパワメントを促進することを目的とした「女性の経済的エンパワメントのためのジェンダー主流化プロジェクト」を日本政府に要請した。

(2) 当該国におけるジェンダー主流化分野の開発政策と本事業の位置づけ

国家5カ年戦略「第二次四辺形戦略 2008-2013」(2008年)では、女性を「国家経済と社会の中核(Backbone)」であるとし、その地位の向上を謳っている。また、5カ年政策である「国家戦略開発計画(NSDP: National Strategic Development Plan)」においては「女性の貧困と脆弱性、特に障害を持った女性、マイノリティの女性の削減」のために「全セクターにおいてジェンダー主流化を通じたジェンダー平等政策が実施されること」が明記されている。これらは、「第三次四辺形戦略 2014-2018」、及び「NSDP 2014-2018」に引き継がれ、「NSDP 2014-2018」では、「女性の経済的エンパワメント」や「意思決定における女性」等に重点が置かれている。

上記の国家戦略・政策を踏まえ、女性省では、「ジェンダー平等と女性の経済的エンパワメントに向けた国家戦略計画 2014-2018」(ネアリ・ラタナク 4)(2014年)を策定し、経済的エンパワメント、教育、保健、法的保護、意思決定および気候変動の6つの分野においてジェンダー平等を達成するためのカンボジア政府全体の取り組みや組織構造・能力強化のための包括的枠組みの構築を目指している。本事業は、上記の開発政策や計画に合致し、その目標達成に資する。

(3) ジェンダー主流化に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の「対カンボジア王国 国別援助方針」(2012年4月)では、「ガバナンスの強化」を重点分野の一つとして掲げ、関係者の人材育成に資する支援を行うこととしている。また、「JICA国別分析ペーパー」(2014年3月)では、「法整備・行政機能強化」において、分野横断的な行政基盤を強化するため、ジェンダー主流化を実現する中央・地方の行政官の能力強化の支援の必要性が分析されており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

同分野におけるJICAの支援は1990年代後半の女性省政策アドバイザーに始まり、その後、2003年～2008年に「ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト」を実施し、ジェンダー視点に立った①既存政策のレビューを含む政策立案のための調査分析、②政策を実行に移すための施策の計画、③実施、④モニタリング、⑤評価、またその結果を踏まえた政策の立案という一連のサイクルを取り纏め(PGM手法)、女性省および関係省庁のジェンダー視点に立った政策策定・実施能力を強化した。さらに、女性の経済的エンパワメントを促進する目的で2010年より「ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2」実施している。PGM2では、女性省における連絡調整能力の強化と農村地域における女性の経済エンパワメントを促進する活動のパイロット的实施、それに係る関連省庁との協働関係の構築を行ってきた。さらに、これらの経験を踏まえ、女性の

経済的エンパワーメントに向けた最終的な政策提言を策定し、プロジェクトの一連の経験・成果をとりまとめた包括的なガイドライン等を作成した。同分野における主な実績は以下のとおり。

・技術協力

「女性省政策アドバイザー派遣」(1996-1998、1999-2001、2008-2010)

「ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト」(2003-2008)

「ジェンダー主流化プロジェクト フェーズ2」(2010-2015)

(4)他の援助機関の対応

UNDP (United Nations Development Programme)、UNWOMEN (United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women)、GIZ (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit) が主要な支援を行っている。中でも UNDP は「ジェンダー平等のためのパートナーシップ フェーズ 3」を通して、ジェンダー政策策定支援、女性の経済エンパワーメント、ジェンダーに起因する暴力対策と包括的な支援を行っている。次期フェーズでは、政策関連の支援及びリーダーシップの涵養支援が取り組まれる予定。一方で、GIZ と UNWOMEN は女性に対する暴力対策に特化した支援に取り組んでいる。

また、カンボジア国政府が主導するジェンダーのテクニカルワーキンググループでは、UNDP、SDC など 10 のドナー機関が参加しており、19 の主要課題についての調整の場として位置付けられている。

3. 事業概要

(1)事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、プノンペン及び地方州において、女性省/局の能力強化、農業分野でのジェンダー主流化メカニズムの全国スケールアップのための強化、観光産業でのジェンダー主流化メカニズムの確立を図り、これによってジェンダー視点に立った事業計画・実施を通じた女性の経済的エンパワーメントを促進に寄与するものである。

(2)プロジェクトサイト/対象地域名

プノンペン及び地方州(プロジェクトサイト:4-5 州)

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)

1) 直接受益者:女性省/局の職員、連携省庁/局(計画省、農林水産省、工業手工芸省、商業省、農村開発省、労働職業訓練省、観光省)のジェンダー主流化グループ、ジェンダーフォーカルポイント

2) 間接受益者:対象州の女性・男性住民

(4)事業スケジュール(協力期間)

5 年間(2017 年 2 月-2022 年 1 月、計 60 ヶ月)

(5) 総事業費(日本側)

約 500 百万円

(6) 相手国側実施機関

女性省(MOWA)計画・統計局、経済開発局及びジェンダー平等局

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

- ・ 専門家(総括/ジェンダー主流化、組織強化、女性の経済的エンパワーメント、市場ビジネス開発、業務調整/研修 等)(107M/M)
- ・ 研修費(国内、本邦、第三国研修)
- ・ パイロット活動のための経費
- ・ 各種会議の開催費
- ・ 機材供与

2) カンボジア国側

・ カウンターパートの配置、オフィススペース(プノンペン及び地方州の女性局オフィス)、
カウンターパートの給与 等

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年4 月制定)が掲げる、影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域には該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減

ジェンダー分類: □GI ■GI (P) □GI (S) □ジェンダー対象

3) その他・モニタリング: 特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

【技術協力】「ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト」(2003-2008)

【技術協力】「ジェンダー主流化プロジェクト・フェーズ2」(2010-2015)

【技術協力】「ビジネスを志向したモデル農協構築プロジェクト」(2014-2019)

【海外投融資】「日本ASEAN女性エンパワーメント基金」¹ (2016-)

2) 他ドナー等の援助活動

¹ 当該基金は ASEAN・アジア地域で女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関に対する資金提供を図るもの。投資先の選定等はファンドマネージャーに一任されるため直接的な関連付けはできないが、本プロジェクトでは地方のプロジェクトサイトでの住民対象の研修実施等で地域のマイクロファイナンス機関との連携可能性の検討を行うことから、間接的な協力効果が期待される。

【ドイツ経済開発省】女性省職員の能力強化専門家派遣

【UNDP】ジェンダー公正に向けたパートナーシッププロジェクト(フェーズ I -IV)

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

上位目標:カンボジア全国 25 都・州にて、女性省／局が推進・調整し、連携省庁／局によるジェンダー視点に立った施策や事業を通じて、女性の経済的エンパワーメントが促進される

指標: 全国 25 都・州において、女性省/局により改善された PGM 手法ワークショップに基づき女性の経済的エンパワーメントに関する事業が計画され、州連携局により実施される

2) プロジェクト目標と指標

プロジェクト目標: 女性省／局の推進・調整を通じて、連携省庁／局による地方州レベルでの女性の経済的エンパワーメントを促進するためのジェンダー主流化メカニズムが確立される

指標 1: 地方州レベルの WEE (Women's Economic Empowerment) (農業・観光産業) ガイドラインが承認され、関係者に配布される。

指標 2: スケールアップ計画が、女性省の年間計画もしくは 5 カ年計画(ネアリ・ラタナク)に反映される。

3) 成果

成果 1: ジェンダー主流化メカニズムを用いて、地方州レベルの女性の経済的エンパワーメントを促進するための女性省/局の能力が強化される。

成果 2: 農業(養鶏)において、マーケット志向による地方州レベルの女性の経済的エンパワーメントを促進するために、PGM2 で開発されたジェンダー主流化メカニズムが、全国へのスケールアップに向けて強化される。

成果 3: パイロットプロジェクトの実施を通じて、観光産業分野でマーケット志向を重視した地方州レベルの女性の経済的エンパワーメントを促進するための、ジェンダー主流化メカニズムが開発される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

(2) 外部条件(リスクコントロール)

① 成果達成のための外部条件

女性省の方針に変更がない、カウンターパートが離職しない。

② プロジェクト目標達成のための外部条件

政策に大きな変化がなく、地方分権化・業務分散化 (Decentralization

and Deconcentration)が引き続きジェンダー視点を持って実施される。

6. 評価結果

本事業は、カンボジア国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

過去の類似案件であるカンボジア国「ジェンダー主流化プロジェクト フェーズ 2」の終了時評価では、以下の点が教訓として挙げられている。

- 1) 女性副知事など地方行政における女性のリーダーシップがパイロットプロジェクトの円滑な実施を促進した。
- 2) 連携省庁の活発な参加を促進することが、プロジェクトの成果、手法、概念の共有に効果的である。
- 3) 中央・州レベルにおける政府機関内の調整メカニズムを促進したが、女性農民や女性零細企業に対するマーケティングやビジネス開発の支援、民間企業との連携強化が経済活動のより継続的な運営に寄与する。

(2) 本事業への教訓

本事業では、上記評価結果を踏まえ、以下の事項をプロジェクトに反映させた。

- 1) 地方行政の女性リーダーを効果的にプロジェクトに取り組むため、既存の地方行政の枠組みである女性・子ども委員会を地方州レベルの情報共有のプラットフォームとし、プロジェクト活動との連携強化を行う。
- 2) 連携省庁の活発な参加・協力を促進するため、各省庁が策定したジェンダー主流化のための5カ年行動計画(GMAP: Gender Mainstreaming Action Plan)の実施促進のための助言や更新支援やジェンダー予算ワークショップを行い、グッドプラクティスの発掘・発信等を行う。
- 3) マーケティング手法の開発及び民間企業との連携強化のためのネットワーク構築を支援し、マーケティング強化を図る。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年度 事後評価